

北海道告示第11014号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年7月19日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その8)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 地域少子化対策重点推進事業 市町村が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援す</p>	<p>市町村（一部事務組合及び広域連合等含む。）</p>	<p>1 重点課題事業及び優良事例の横展開支援事業 当該事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> <p>2 結婚新生活支援事業 結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金</p>	<p>2 / 3 (令和4年度地域少子化対策重点推進事業実施要領別記1に該当するもの)</p> <p>1 / 2 (令和4年度地域少子化対策重点推進事業実施要領別記2及び3に該当するもの)</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第442号様式 保福第443号様式 保福第444号様式 保福第465号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第446号様式 保福第447号様式 保福第448号様式 保福第466号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課長を経由すること。</p>

<p>る施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>及び交付金</p>						
<p>2 地域少子化対策重点推進事業（国補正予算） 市町村が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、「少子化対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）も踏まえ、市町村が行う少子化対策を支援するとともに、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、地域の実情・課題に応じて市町村が実施する取組を重点的に支援することとし、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（一部事務組合及び広域連合等含む。）</p>	<p>1 重点課題事業及び優良事例の横展開事業 当該事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> <p>2 結婚新生活支援事業 結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金及び交付金</p>	<p>2 / 3 （令和4年度地域少子化対策重点推進事業（国補正予算）実施要領別記1及び3に該当するもの）</p> <p>1 / 2 （令和4年度地域少子化対策重点推進事業（国補正予算）実施要領別記2及び4に該当するもの）</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第422号様式 保福第423号様式 保福第424号様式 保福第459号様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第426号様式 保福第427号様式 保福第428号様式 保福第460号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部福祉課長を経ること。</p>

<p>3 介護ロボット導入支援事業</p> <p>介護従事者の負担軽減及び介護業務の効率化に資する介護ロボット・ICTの購入等の経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定・許可を受けた北海道内に所在する事業所</p>	<p>介護ロボット・ICTの購入、リース契約に係る経費とし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。</p>	<p>2分の1以内又は4分の3以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>	<p>書類は、総合振興局又は振興環境部長又は地域保健局長を経由すること。 (札幌市、旭川市、函館市に所在する場合を除く。)</p>
<p>4 介護事業所業務改善支援事業</p> <p>ガイドラインに基づき、知識・経験を有する業務コンサルタントの支援により、介護事業所の業務課題の抽出やその解決に向けたプロセスを整理し、職場環境の改善等を行う介護事業所の取組を支援し、取組成果を普及していくことで、道内の介護事業所の業務改善を推進することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定・許可を受けた事業所のうち、知事が認めたものとする。</p>	<p>介護事業所の業務改善に必要な業務コンサルタントの活用に必要な経費(報償費、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が業務改善に必要と認めた経費)</p>	<p>2分の1以内(1事業所あたり30万円を上限とする。)</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>	<p>書類は、総合振興局又は振興環境部長又は地域保健局長を経由すること (札幌市、旭川市、函館市の場合を除く。)</p>

<p>5 腎臓機能障がい者 通院交通費補助事業 腎臓の機能に障害を有する方が、障害に基づく症状を軽減し、又は除去する目的で、人工透析療法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費について、腎臓機能障がい者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>別記1による</p>	<p>腎臓機能障がい者が人工透析療法による医療の給付を受ける場合の通院に要する経費</p>	<p>別記2による</p>	<p>保福第121号様式 通院証明書 住民票等、申請者の属する世帯の世帯員全員を確認できる書類 身体障害者手帳の写し 申請者及び申請者の所属する世帯の前年分の所得額及び所得税額の課税状況が確認できる書類</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない</p>
---	---------------	---	---------------	---	------------------------------	---	---------------------	------------------

別記1

補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北海道の区域内に居住し、腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 腎臓の機能障害を更生するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている者
- (3) 補助対象者及びその配偶者又は補助対象者の扶養義務者で補助対象者の生計を維持する者の令和3年(2021年)の所得が、その扶養親族等(市町村長が証明する世帯員を含む。)の有無及び数に応じて、別表に定める額を超えない者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助の移送費等、他の法令等による通院交通費相当分の給付を受けていない者
- (5) 身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月1日JR北海道公告第4号)による鉄道の旅客運賃割引を受けていない者
- (6) 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がある場合であっても、次のア～カのいずれかに該当する者
 - ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多いため受診できない場合
 - イ 当初受診した医療機関に継続して通院が必要な場合
 - ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析療法が必要な場合
 - エ 就業等の事情により、居住する市町村の医療機関で受診できない場合
 - オ 居住する市町村内に更生医療の指定を受けた医療機関がない場合
 - カ 市町村合併により、受診する医療機関が居住市町村内の医療機関となった場合(合併が行われた日の属する年度を含めて、6か年度の期間に限る。)

別表

本人所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円)を加算した額

配偶者及び扶養義務者所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別記 2

補助金額は、次の各号に定める方の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

1 所得税非課税世帯に属する方

別に定める基準額により算出した1か月ごとの補助対象経費（以下「経費」という。）を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 8,400円以下の金額 | 0 |
| (2) 8,400円を超える金額 | 10分の10 |

2 所得税課税世帯に属する方

経費を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 1万円以下の金額 | 0 |
| (2) 1万円を超え3万円以下の金額 | 2分の1 |
| (3) 3万円を超え5万円以下の金額 | 3分の2（前年分の所得税額が2万1,000円以下の方については、3万円を超える金額につき10分の10とする。） |
| (4) 5万円を超える金額 | 10分の10 |